

令和4年大崎上島町議会（第3回）定例会会議録（第2号）

1 令和4年9月7日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|-------|----|------|
| 1番 | 閑田大祐 | 2番 | 森若 巖 |
| 3番 | 渡辺年範 | 4番 | 浜田幸造 |
| 5番 | 尾尻康二 | 6番 | 進藤雅通 |
| 7番 | 水橋直行 | 8番 | 森 ルイ |
| 9番 | 上青木 至 | | |

3 欠席した議員は次のとおりである。

10番 信谷俊樹

4 会議録署名議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|------|----|------|
| 6番 | 進藤雅通 | 8番 | 森 ルイ |
|----|------|----|------|

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

| | | | |
|--------|------|----|-------|
| 議会事務局長 | 宮地丈彦 | 書記 | 角本奈緒子 |
|--------|------|----|-------|

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 町長 | 高田幸典 | 副町長 | 望月邦彦 |
| 教育長 | 恵良隆久 | 総務課長 | 山本秀樹 |
| 企画課長 | 川本亮之 | 税務課長 | 平道龍二 |
| 住民課長 | 柿本賢士 | 福祉課長 | 川野義彦 |
| 保健衛生課長 | 竹下良二 | 地域経営課長 | 坂田 誠 |
| 建設課長 | 藤原通伸 | 上下水道課長 | 池田真二 |
| 会計課長 | 亀井成美 | 教育課長 | 有田芳徳 |

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 報告第 6号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
報告書について

第 2 報告第 7号 債権の放棄について

第 3 議案第49号 損害賠償の額の決定及び和解について

第 4 議案第51号 令和4年度大崎上島町一般会計補正予算（第5号）

第 5 議案第52号 令和4年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第1号)

- 第 6 議案第 5 3 号 令和 4 年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 7 議案第 5 4 号 令和 4 年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 8 議案第 5 5 号 令和 4 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議案第 5 6 号 令和 4 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 0 議案第 5 7 号 令和 4 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 1 議案第 5 8 号 令和 4 年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 2 議案第 5 9 号 令和 4 年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 3 議案第 6 0 号 令和 4 年度大崎上島町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 4 議案第 6 1 号 財産の取得について
- 第 1 5 認定第 1 号 令和 3 年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 6 認定第 2 号 令和 3 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 7 認定第 3 号 令和 3 年度大崎上島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 8 認定第 4 号 令和 3 年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 9 認定第 5 号 令和 3 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 0 認定第 6 号 令和 3 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 1 認定第 7 号 令和 3 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 2 2 認定第 8 号 令和 3 年度大崎上島町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定
について

第 2 3 認定第 9 号 令和 3 年度大崎上島町漁港管理特別会計歳入歳出決算認定
について

第 2 4 認定第 1 0 号 令和 3 年度大崎上島町交通事業特別会計歳入歳出決算認定
について

第 2 5 認定第 1 1 号 令和 3 年度大崎上島町干拓地管理特別会計歳入歳出決算認
定について

第 2 6 認定第 1 2 号 令和 3 年度大崎上島町水道事業会計決算認定について

第 2 7 決算特別委員会の設置について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 0 0 分 開議

○副議長（水橋直行君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○副議長（水橋直行君） 日程第 1、報告第 6 号令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率報告書について議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第 6 号令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足
比率報告書についてご説明を申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、令
和 3 年度の健全化判断比率について監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

報告書の 1 ページをご覧ください。

令和 3 年度健全化判断比率報告書の総括表です。

健全化判断比率には、区分欄のとおり実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比
率、将来負担比率の 4 指標がございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率の 2 指標は、
一般会計等の実質収支が黒字のため、該当はございません。また、将来負担比率につきま
しても、将来負担額を充当可能財源額等が上回っているため、該当はございません。実質
公債費比率については、比率が 1 2. 7 %で、前年度の 1 2. 4 %に比べて 0. 3 ポイン

ト上昇しておりますが、早期健全化基準の25.0%と比較いたしましてもおおむね良好な数値にあると認識をしております。

しかしながら、どの指標も標準財政規模に対する割合で示しており、算出数値としての経常一般財源には町税や普通地方交付税が大きな割合を占めているため、国の経済状況や制度改正等により大きく左右されることとなります。監査委員意見書のまとめにも記載されておりますが、今後も収入の確保に努めるとともに経費の削減、業務の効率化を図り、採算性の向上を目指した事業運営を行う必要がございます。将来にわたりその点について十分留意し、より一層の健全な財政運営に努めてまいります。

次に、報告書の6ページ、令和3年度資金不足比率でございますが、資金不足が生じた公営企業はないため、該当はございません。

以上でございます。

○副議長（水橋直行君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 実質公債費比率、良好な数字であろうと思うんですけども、町内を見ても、経済活動、様々な事情があつてですが、落ち込んでいる状況だろうと思われれます。本来であれば、しっかりと財政出動をしながら経済の活性化を図っていく、これで経済を回していくことこそが地域を未来、将来につないでいくことであると考えられますが、もう少し積極的な財政出動をしてもいいのではないかと思います。今の国の政策とかに左右されるというところですよ。

確かに、うちの町の財政状況を見ますとそれは事実でしょう。しかし、国が平成の大合併を乗り越えて、全国の様々な自治体からの要望や意見を吸い上げた結果として、この先、突然自治体の財政が激変するような制度改正というのはそうそうめったに行われるものじゃないと思うんです。それを考えたらもうちょっと積極的な財政出動をしてもいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 町長。

○町長（高田幸典君） 長期的に町が持続的に発展していくためには、必要な投資っていうものは必要であるというふうに考えております。これについては単年度の問題ではなくて、長期的に発展していくような施策、そういったものをしっかりと考えて積極的な運営

をしてまいりたいと考えております。

○副議長（水橋直行君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） その言葉で最後を締めさせてもらおうと思っていたんですけども、まさにおっしゃるとおりだと思います。単年度単位で考えるのではなく、自治体ですから当てはまるかどうかと言われればあれなんですけども、国家百年の計ということわざもあります。将来をしっかりと見据えた計画というものを立ててもらいたいと思います。答弁は結構です。

○副議長（水橋直行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○副議長（水橋直行君） 日程第2、報告第7号債権の放棄についてを議題といたします。

提出者より報告の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 報告第7号債権の放棄について説明を申し上げます。

本報告は、大崎上島町債権管理条例第13条第1項の規定により町の債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

放棄した債権の名称は町営住宅使用料で、債務者は8人、放棄した債権の金額は547万8,460円、件数は503件です。

放棄した主な理由は、債務者の死亡、消滅時効の満了、債務者の無資力等によるものです。

以上でございます。

○副議長（水橋直行君） これで報告の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） これは使用料ですけども、税のほうもそうなんですけども、債権放棄ということで、当然消滅時効でありますとか死亡であるとか、適切にのっってやっ

ておられるとは思いますが、全体の公平性のことも考えて、きちんと真面目に払っている人が不公平感を感じることがないように今後も努めてもらいたいと思います。その辺のところを一言お願いします。

○副議長（水橋直行君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

債権の放棄につきましては、今回は町営住宅使用料をさせていただいておりますが、ほかにも債権は多数あります。

先般開催いたしました債権確保委員会の中でも、条例に基づききちんと債務者の状況を確認、調査した上で、公平性を保ったような形で、債権放棄をするのであればきちんと処理をして議会に報告するように伝えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（水橋直行君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

森若議員。

○2番（森若 巖君） 1点だけお聞きします。

第3号の消滅時効の満了、5人で420件って書いとる。5人で420件と言われると、どうしてももう少し消滅時効の満了までに手を打たなかったのか、そのところを教えてくださいませんか。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） この内容は、町営住宅の使用料ということになります。件数については、1か月を1件というふうにカウントしております。

住宅っていうのは人が住んでいく上で大切なものとなっており、すぐに使用料が払えないからといって住宅を出ていってくださいということにはならないので、その間の協議の間、時間を要している、その月数が時間を要しているということで、なかなか生活を守るという視点から月数がかさんでいったものと考えております。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） はいじゃあ、これは、課長、積もり積もったということ。5人でこれだけの件数、420件と言われるということは。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 月数についてはそのとおりでございます。

○副議長（水橋直行君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

○副議長（水橋直行君） 日程第3、議案第49号損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第49号損害賠償の額の決定及び和解について提案説明を申し上げます。

本案は、総務課所管の車両に係る交通事故に関し、損害賠償の額を決定し、相手方と和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容は、損害賠償額として120万円を相手方に支払うものです。

詳細については、総務課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） 本件の詳細について説明いたします。

概要といたしましては、令和3年12月24日午前10時50分頃、本庁住民課所属職員が運転する総務課所管の軽貨物自動車が木江方面から帰庁するため、本町木江5028番地の2付近の県道を走行中、脇見運転による前方不注意により離合停車中の自動車に追突し、当該自動車に乗車運転していた相手方に頸部捻挫等の傷害を負わせたものです。なお、相手方は、令和4年6月末をもって治療は終了しております。その後、相手方から損害賠償提示額により示談の同意が得られたため、損害賠償額の決定及び和解について議会の議決を得ることとしたものです。

本件に係る和解案といたしまして、相手方がかぶった人身傷害に関する一切の賠償金を受領した後はそれ以外の請求を放棄するとともに、相互に何ら権利義務関係がないことを確認し、今後、裁判上または裁判外において一切異議の申立て、請求を行わないことを制約するとの旨が記載されております。本町といたしましては、和解案が適正であること、

本町が実質的な金銭の負担をすることなく事故の解決が図られること等を勘案し、当該和解案に応じることとしたものでございます。

なお、本件につきましては、令和4年8月17日開催の大崎上島町職員交通事故処理委員会において損害賠償の額及び和解をすることについて審議いただき、承認を得ております。

以上です。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第49号損害賠償の額の決定及び和解についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第4、議案第51号令和4年度大崎上島町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第51号令和4年度大崎上島町一般会計補正予算（第5号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,279

万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億125万7,000円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容は、職員の配置替え等に伴う人件費の調整、新型コロナウイルス感染症及び原油価格、物価高騰等に対する県施策及び町単独施策の実施に要する経費等について追加計上を行うとともに、その他事業の執行に伴い予算の補正が必要になった事業等について所要の補正を行うものです。

第2表地方債補正では、事業費等の補正に伴い、起債の限度額について補正を行っております。

歳入予算では、地方交付税、国庫及び県支出金、その他特定財源を計上するとともに繰越金を予算化し、基金繰入金の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細については、総務課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） 総務課長。

○総務課長（山本秀樹君） それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

予算書の5ページをお願いします。

第2表地方債補正では、発行額の確定、事業費等の追加に伴い限度額の調整等を行いましたので、起債の限度額について5事業総額で4,026万9,000円の減額を行っております。

9ページをお願いします。

歳入予算ですが、地方特例交付金では交付額の決定に伴い24万2,000円の減額を、地方交付税では同じく交付額の決定に伴い地方交付税1,221万4,000円の追加を計上しております。

次に、国庫支出金ですが、国庫補助金の総務費国庫補助金として、行政手続オンライン化に伴うシステム対応業務に対する補助金としてデジタル基盤改革支援補助金1,078万円の新たな計上を、衛生費国庫補助金では耳鼻科診療所のシステム改修に対する補助金としてオンライン資格確認関係補助金32万1,000円を新たに計上しております。

次に、県支出金ですが、10ページをお願いします。

県負担金の衛生費県負担金では、歳入科目更正に伴い精神障害者医療費県負担金18万5,000円の減額を、広島県移譲事務交付金では額の決定に伴い広島県市町移譲事務交付金117万9,000円の減額を、県補助金ですが、民生費県補助金の社会福祉費県補

助金では介護施設等における簡易陰圧装置設置の支援に対する補助金として地域医療介護総合確保事業補助金490万2,000円の新たな計上等を、衛生費県補助金の保健衛生費県補助金では歳入科目更正に伴い精神障害者医療費県補助金18万5,000円の新たな計上等を、農林水産業費県補助金の農業費県補助金では施設園芸エネルギー転換促進事業補助金2,300万円を新たに計上しております。

繰入金の特設会計繰入金ですが、介護保険事業特別会計の令和3年度事業費確定に伴う精算繰戻し分として介護保険事業特別会計繰入金3,291万5,000円の新たな計上等を、基金繰入金では、11ページをお願いします、歳入歳出予算の均衡を図るため、財政調整基金繰入金3,266万7,000円の減額を計上しております。

次に、繰越金ですが、前年度からの繰越額の確定に伴い2億1,987万6,000円を追加計上しております。

次に、諸収入ですが、雑入の雑入（木江支所）では前年度療養給付費負担金精算に伴う還付金として雑入（保健衛生課）313万円の追加を計上しております。

次に、町債ですが、総務債では発行可能額の確定に伴い、臨時財政対策債4,666万9,000円の減額、集会施設整備事業140万円の追加を、農林水産業債の水産業債では漁船漁具保全施設整備事業110万円の新たな計上等を、商工債の商工債では事業費の増額に伴い観光施設整備事業310万円の追加を、12ページをお願いします。

土木債の都市計画債では、特別会計予算の補正に伴い公共下水道整備事業繰出金80万円の追加を計上しております。

13ページをお願いします。

歳出予算ですが、会計全体にわたり人事異動等に伴う人件費の補正を行っております。

総務費では、総務管理費の財産管理費に明石会館の外壁改修に関する設計経費等として町有財産管理費143万3,000円の追加を、14ページをお願いします。

企画費では、行政手続オンライン化対応業務に要する経費として情報化推進事業費2,183万4,000円の追加等を、基金費では財政調整基金積立金1億1,000万円の追加を計上しております。

15ページをお願いします。

次に、民生費ですが、社会福祉費の社会福祉総務費では国民健康保険事業特別会計繰出金51万3,000円の減額等を計上し、障害者福祉費では前年度の障害者医療給付費負担金及び障害者自立支援給付費負担金の精算に伴う返還金として自立支援医療（更生医

療) 給付費等 2 事業で 2 2 0 万 5, 0 0 0 円の追加を、高齢者福祉費では介護施設等における簡易陰圧装置設置に要する経費の資源として地域医療介護総合確保事業 4 9 0 万 2, 0 0 0 円の新たな計上を、1 6 ページをお願いします。

引き続き民生費ですが、介護保険費では低所得者保険料軽減負担金の精算に伴う返還金等として介護保険事業対策諸費 4 0 万 5, 0 0 0 円の追加等を、社会福祉施設費では大串老人福祉センター手すり設置工事に要する経費として老人福祉センター費 7 7 万 5, 0 0 0 円の追加を、後期高齢者医療費では前年度の後期高齢者医療制度特別対策補助金の精算に伴う返還金として保健事業 2 8 万 2, 0 0 0 円の追加等を、児童福祉費の児童福祉総務費では前年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴う返還金として児童福祉諸費 1 2 2 万 2, 0 0 0 円の追加を、生活保護費の生活保護総務費では、1 7 ページをお願いします、公用スマートフォン端末の購入に要する経費として生活保護事業 2 4 万 5, 0 0 0 円の追加等をしております。

次に、衛生費ですが、保健衛生費の保健衛生総務費では新型コロナウイルス抗原検査キットの追加購入に要する経費として感染症対策費 2 7 5 万円の追加等を、予防費では高齢者インフルエンザ予防接種に要する経費の不足分として予防接種事業費 1, 7 2 7 万 3, 0 0 0 円の追加等を、保健事業費では歳入科目更正に伴い精神障害者医療費助成事業の財源更正を、1 8 ページをお願いします。

診療所費では、マイナンバーカードの健康保険証利用のためのオンライン資格確認導入に要するシステム改修経費等として診療所運営費 5 4 万 3, 0 0 0 円の追加を、上水道費では水道事業会計の人件費等の補正に伴い上水道事業会計補助金 3 1 7 万 8, 0 0 0 円の減額を計上しております。

次に、農林水産業費ですが、農業費の農業総務費では下組集会所の遊具撤去等に要する経費として農業総務諸費 4 4 万 7, 0 0 0 円の追加等を、農業振興費では施設園芸品目の生産に係る省エネルギー化機器の導入に対する支援として施設園芸エネルギー転換促進事業 3, 4 5 0 万円の新たな計上を、1 9 ページをお願いします。

水産業費の水産業振興費では、今後の水産施設修繕に要する経費の追加等として水産振興対策諸費 1 1 2 万 8, 0 0 0 円の追加を計上しております。

次に、商工費ですが、商工振興費では原油価格高騰による地域経済への影響に対する事業者への負担軽減に要する支援として中小企業振興対策費 3, 5 2 0 万円の追加を、商工観光施設費では沖浦観光物産館市場改修工事に要する経費の増額分として観光物産館管理

運営費 314万2,000円の追加を計上しております。

次に、土木費ですが、21ページをお願いします。

住宅費の住宅管理費では、町営住宅の老朽化に伴う修繕に要する経費の追加として町営住宅維持管理費 636万2,000円の追加を計上しております。

次に、教育費ですが、教育総務費の事務局費では新型コロナウイルス抗原キットの購入に要する経費等として事務局運営諸費 84万6,000円の追加等を、22ページをお願いします。

社会教育費の人権教育費では、経年劣化による故障に伴い木江解放教育集会所に設置の複合機更新に要する経費として解放教育集会所管理運営費 70万3,000円の追加を計上しております。

以上です。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は3回までとします。

それでは、質問される方はページ数、款項目節を言って質問してください。

質問はございませんか。

森若議員。

○2番（森若 厳君） 沖浦の物産館を補正で組んでおりますけど、これにこれだけの金額を組むということは多分変更図面が出てくると思いますけど、その費用も入っておりますか、入ってはおりませんか。

ごめんなさい、ページ数を言ってなかった。ごめん。

○副議長（水橋直行君） 何ページですか。

○2番（森若 厳君） 19ページです、ごめんなさい。一番下の商工観光施設費の。

○副議長（水橋直行君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） この変更の補正は工事請負費になっておりますので、工事のものだけとなっております。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） ということは、多分これだけの金額ですと図面変更になると思い

ます。その場合には新たな費用が出てくることが考えられますね。

○副議長（水橋直行君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 最終的には詳細設計ができたときに変更が生じるかもしれませんが、今のところは管理費の中でやっていただけるというふうに認識しております。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 今の質問はいいです。

21ページに、このたび町営住宅維持管理費として636万2,000円を補正で組みれておりますけど、間違いないですよ。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） そのとおりでございます。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） これは、自分が調べたところでは、原下団地の屋根改修工事が311万8,850円、ほして元町住宅の整備工事が24万3,100円、ほして町内住宅修繕費というものが各東野、木江、大崎で100万円ずつで300万円。これも間違いありませんか。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 補正予算の予定として、今おっしゃるとおり3項目を上げさせていただきます。

○副議長（水橋直行君） 森若議員。3回目です。

○2番（森若 徹君） これで終わりですね。

それを踏まえてお聞きします。令和4年の当初議会において、町内住宅改修費として東野、木江、大崎各100万円、300万円と、ほして原下団地屋根改修工事311万8,850円というものはもう承認されとるんじゃないん。ダブってこのたび補正で組んだその理由を教えてもらえる。

○副議長（水橋直行君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） このたび補正で追加をさせていただいた理由としては、町営住宅の老朽化により水回りの修繕がかさんでおります。水回りというのは、台所、流し台とかトイレ、浴室の修繕でございます。この修繕については、入居者がいることから早急な修繕が必要として、順次早急な対応をしているところでございます。その観点から、当

初、原下団地屋根改修工事を上げさせていただいていたんですけれども、この原木団地の改修工事がまだ執行できずにおりますので、補正として再計上させていただいております。

○副議長（水橋直行君） ほかに質問はありますか。

尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） 18ページの農業振興費なんですけど、施設園芸エネルギー転換促進事業で3,450万円の事業費が計上されてから一般財源で1,150万円ですか、国の補助金2,300万円を使ってやるような事業となっているんですけど、これは対象者が新規就農者や今農業の指導者的な立場にある方の支援をするということなんですけど、これは13人ぐらいになったんですか、合計で、これで結構大きい事業となると思うんですけど、これは確実に実行できるのか、そして農協さんらといろいろ相談しながら進めとる事業だと思うんですけど、その辺の見込みはどうなんでしょうか、お伺いします。

○副議長（水橋直行君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 尾尻議員の質問にお答えします。

グリーンパッケージ2件と誰でもヒーポンという10件、園芸転換促進事業の12件を予算組みさせていただいているんですけれども、農協と協議した結果、これはハウスを持つての方でこの事業を使えそうな方を見込んで最大限の12件を見込んでおります。

以上です。

○副議長（水橋直行君） 尾尻議員。

○5番（尾尻康二君） はいじゃあ、確実に実行されるということじゃなしに予算組みとして枠を設けとるという考え方でよろしいんでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） そのとおりでございます。

○副議長（水橋直行君） ほかに質問はありませんか。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 今のヒートポンプ、施設園芸エネルギー転換促進事業、それから次のページの中小企業振興対策費のところ、前回臨時会のときに私、言わせていただいたところに対する手当てとして出てきたものだろうということで一定程度の評価をしたいと思うんですが、今のヒートポンプ、結局、県がやっとなら乗っかっとならだけじゃないですか。町として農業を支援しようという姿勢がどうなんかなと。県がこういうのを持っ

てきたけんこれに乗かってやりますって言うてるだけでしょう。

もう一つ言いますと、今のヒートポンプ、これも結局、電力が必要なわけですよね。それこそ災害が起きて停電になったときにはどうするんですってという話なんですよ。今の何でもかんでも電力、電力っていうところでエネルギー転換をされてるようですけども、結局のところ燃料をたかないと人間の生活の営みってできないと思うんですけども、こちら辺はどのように考えとってでしょうか。

○副議長（水橋直行君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 電気系統の話なんですけれども、まず先ほど閑田議員からのご指摘にもあったように県からの補助の追加分になってしまいますので、この制度によって電気系統を使っているってことです。今まで重油をたいてハウスの中でしてたんですけども、それを30%以上効果があるということで電気系統に替えさせてもらっております。

災害時の場合なんですけれども、そこまでは対応ができてないかもしれないので、ご指摘があったように今後検討してまいりたいと思っております。

もう一つの農業に対しての補助なんですけれども、今、農業施策、各市町のいろんな話を聞いても、認定農業者または新規認定農業者に対しては十分な補助を出していると思っております。ただ、既存の、上島町でもともとやられていた農家の方に対しての補助というのがまだまだできるのかなというところがありますので、それは今後農協等と検討していきたいと思っております。

○副議長（水橋直行君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。今の今回の件に関して言うと施設園芸のところですよね。言われたように、それ以外の路地での農家もたくさんあります。

私、一貫して産業、経済の発展というようなことを言っておりますけども、本当にうちの町の基幹産業であると思うのであればぜひきちっと取り組んでいただきたいと思います。例えば、今回の施設園芸にしても、これからの時代は施設園芸じゃということで25年、30年前に施設園芸の導入をだんと行政が推したんです。その結果として、そういう設備をしてきた農家の方が、重油が高騰してから、重油だけじゃないですよ。当然、市場の原理も働いています。ただ、その頃、これをやったら大丈夫じゃって言われたものを信じてからやった挙げ句に今になって取って投げられたような状態、これはおかしいと思います。これだけじゃないんですよ。例えば、農家を法人化しなさいであるとか、多角経営

をしなさいとか、そもそもは国ですけど、国から県からこぞってそういう政策でどんどん推し進めてきたわけです。その結果として今農家が苦しんでるっていうのは、私はどうにも納得いきませんね、これは。

今回の件は、前回、私、臨時会するときには補正予算に反対しましたが、今回はそこに対する手当てをしていただいたということで一定の評価をしたいと思いますけども、今後も引き続いてそういうところにきちっと視点を置いて、本当に町の基幹産業を守るんだっていう覚悟を見せてもらいたいと思います。答弁は結構です。

○副議長（水橋直行君） ほかに質問はありませんか。ありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第51号令和4年度大崎上島町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第5、議案第52号令和4年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第52号令和4年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ1億7,086万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,982万8,000円と定めるものです。

補正予算の主な内容は、歳入予算においては、県支出金1億3,472万5,000円を追加計上するとともに繰越金3,665万7,000円を予算化し、繰入金51万3,000円の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、実績見込みに伴い保険給付費1億3,527万2,000円、前年度決算に伴い基金積立金3,618万9,000円を追加計上いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第52号令和4年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第6、議案第53号令和4年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第53号令和4年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ9,266万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,658万9,000円と定めるものです。

補正予算の主な内容は、歳入予算では、保険料、国県支出金、その他特定財源を追加計上するとともに繰越金9,363万2,000円を予算化し、繰入金107万1,000円の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、前年度決算に伴い基金積立金4,807万5,000円、国庫支出金等の精算による償還金1,264万4,000円、一般会計からの繰入金の精算に伴い他会計繰出金3,291万5,000円の追加計上等を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第53号令和4年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第7、議案第54号令和4年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第54号令和4年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ175万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,472万2,000円と定めるものです。

補正予算の主な内容は、歳入予算では、後期高齢者医療保険料7万8,000円を追加計上するとともに繰越金56万9,000円を予算化し、繰入金110万7,000円の追加により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、前年度保険料負担金の精算等に伴う県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき、広域連合納付金161万6,000円の追加計上等を計上いたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第54号令和4年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第8、議案第55号令和4年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第55号令和4年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度大崎上島町公共下水道事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1,217万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,017万円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳入予算では、町債80万円を追加計上するとともに繰越金104万2,000円を予算化し、繰入金1,033万6,000円の追加により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、職員の人事異動等に伴い公共下水道総務費792万8,000円、下水道管保護工事費として公共下水道施設管理費に209万6,000円、大崎浄化センター電気設備更新工事費として公共下水道施設建設費215万4,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第55号令和4年度大崎上島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第9、議案第56号令和4年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第56号令和4年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ803万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,354万5,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳入予算では、繰越金152万9,000円を予算化し、繰入金650万4,000円の追加により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、職員の人事異動に伴い農業集落排水総務費に13万円、大串浄化センターUV計更新工事費等として農業集落排水施設管理費に790万3,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第56号令和4年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第10、議案第57号令和4年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第57号令和4年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ76万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,561万5,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳入予算では、繰越金151万6,000円を予算化し、繰入金228万1,000円の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、職員の人事異動等に伴い、漁業集落排水総務費76万5,000円の減額をいたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第57号令和4年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第11、議案第58号令和4年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第58号令和4年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度大崎上島町港湾管理特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,059万2,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳入予算では、繰越金21万2,000円を予算化し、繰入金21万1,000円の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、職員共済互助会負担金率の変更に伴い、港湾管理費に1,000円を追加計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第58号令和4年度大崎上島町港湾管理特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第12、議案第59号令和4年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第59号令和4年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度大崎上島町交通事業特別会計予算の総額から歳入歳出それぞれ746万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,521万7,000円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳入予算では、県支出金248万9,000円を減額計上するとともに繰越金22万7,000円を予算化し、繰入金520万4,000円の減額により歳入歳出予算の均衡を図っております。

歳出予算では、人事異動等に伴い、運航費用で船舶職員人件費302万2,000円、営業費用で一般職員人件費444万4,000円の減額をそれぞれ計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第59号令和4年度大崎上島町交通事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第13、議案第60号令和4年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第60号令和4年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和4年度大崎上島町水道事業会計予算の収益的収入及び支出の予定額において水道事業収益を4億9,481万1,000円、水道事業費用を4億8,751万円と定めるものです。

補正予算の内容は、水道事業収益では一般会計補助金317万8,000円の減額を計上し、水道事業費用では水道施設維持管理経費として215万3,000円の追加を、職

員人件費について人事異動等に伴い533万1,000円の減額を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第60号令和4年度大崎上島町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり決定されました。

○副議長（水橋直行君） 日程第14、議案第61号財産の取得についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第61号財産の取得について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、小型動力ポンプ付軽積載車購入契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

当該契約は、8月9日に指名競争入札を執行した結果、株式会社三葉ポンプが落札し、同月10日に契約金額1,584万円で仮契約を締結しております。

購入の消防車両は、大崎上島町消防団車両整備更新計画により、大崎上島町消防団第7分団第1部及び第9分団第1部にそれぞれ配属することとしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○副議長（水橋直行君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第61号財産の取得についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり決定されました。

暫時休憩いたします。

10時20分より再開いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時20分 再開

○副議長（水橋直行君） 休憩を解いて会議を再開します。

○副議長（水橋直行君） お諮りします。

日程第15、認定第1号令和3年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第26、認定第12号令和3年度大崎上島町水道事業会計決算認定についてまでを一括上程することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議はないようですので、認定第1号から認定第12号まで一括上程させていただきます。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 令和3年度大崎上島町一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算について認定を求めることについて提案説明を申し上げます。

本決算認定は、認定第1号から認定第11号までは令和3年度一般会計外10特別会計の歳入歳出決算について、認定第12号については令和3年度水道事業会計決算について地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

まず、認定第1号から認定第11号までは、いずれの会計も実質収支は黒字となっております。

一般会計については、令和2年度実施の特別定額給付金をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策経費や公債費等の減額が広島中央環境衛生組合負担金や基金積立金等の増額要因を上回ったことにより、歳出決算規模としては総額で前年度と比較して約3億5,200万円、4.3%の減額決算となっております。

令和3年度は、普通交付税の再算定等により財政調整基金の取崩しは行わなかったものの、今後の財政運営を考えますと、普通交付税の算定基礎となる令和2年度国勢調査人口が前回調査から831人減少し、令和3年度算定から反映されており、財源の不足を繰入金により補わざるを得ない状況となっておりますので、ますます慎重な財政運営を行う必要があると認識しております。

また、国民健康保険事業、介護保険事業、下水道事業等、いずれの特別会計につきましても事業運営が大変厳しい時期を迎えており、一般会計と同様、慎重な財政運営を行う必要があると考えており、特に下水道事業については基準外の繰入金が多額となっていることから、令和4年度より受益者負担の見直しを行っております。

普通会計ベースの財政指標については、前年度と比較いたしましてもおおむね良好な状況にございますが、先ほど申し上げましたように慎重な財政運営を行う必要があることに変わりはないと考えております。

今後は、より一層の財政基盤の健全化を図りながら、大崎上島町第2次長期総合計画及び大崎上島町まち・ひと・しごと総合戦略に盛り込まれた各種施策の積極的かつ着実な執

行に努めてまいります。

次に、認定第12号水道事業会計決算でございますが、経営状況といたしましては、総収益4億5,761万7,000円に対し、総費用は4億6,190万8,000円となり、429万1,000円の純損失となっております。また、有収率については89.7%と前年度比で4.0ポイント向上しております。

令和4年度に入り受益者負担の見直しを実施しており、今後も有収率のさらなる向上を図るなど、安全で良質な水道水の安定供給を行うとともに、令和5年度からの広島県水道広域連合企業団への移行を踏まえ、安定的な経営基盤の確立に努めてまいります。

決算書には、監査委員の意見書、その他主要施策の成果等、政令で定める書類を併せて提出しております。

以上でございます。慎重審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（水橋直行君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

令和3年度の主要施策の成果に関する説明書が添付されていますが、担当課からの説明を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） ご異議はないようですので、省略させていただきます。

引き続き、澤田武義代表監査委員から、令和3年度大崎上島町一般会計、特別会計歳入歳出決算審査書及び大崎上島町水道事業会計決算審査意見書について報告を求めます。

○代表監査委員（澤田武義君） それでは、令和3年度大崎上島町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見について報告いたします。

意見書資料をご覧ください。

審査の対象、審査の期間、それから審査方法については、1ページから2ページに記載のとおりであります。

審査の結果について申し上げます。審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも地方自治法関係法令に定める様式に準拠して作成され、これらの計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、予算の執行は適正であると認めた。また、基金の運用状況に関する調書についても計数は正確であり、運用状況は適切であると認めた。

なお、一般会計、特別会計の決算及び基金の運用状況の概要は、当意見書の3ページか

ら68ページに記載し、71ページ以下に審査資料を添付しておりますが、詳細は省略させていただきます、69ページからの「むすび」に意見を記載しておりますので、これを簡潔に読み上げて報告とさせていただきます。

「むすび」。

決算の状況。

令和3年度一般・特別会計の形式収支は4億3,415万円の黒字である。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源7,875万円を差し引いた実質収支は3億5,540万円の黒字となっている。これを前年度と比べると、形式収支で7,567万円、実質収支で1億2,122万円増加している。

歳入決算の状況。

歳入総額は、前年度に比べて1億983万円減少している。収入未済額は1億2,064万円、不納欠損額は1,522万円であり、前年度と比べて収入未済額は減少しているものの、不納欠損額は増加しております。

歳出決算の状況。

歳出総額は、前年度に比べて1億8,550万円減少している。翌年度繰越しは12億135万円であります。不用額は8億687万円であり、予算に占める割合は6.2%と前年度に比べて0.3ポイント上昇しております。

財政の状況。

普通会計における町債の借入額は12億5,124万円で、前年度と比べて3,916万円減少している。地方債の残高は104億2,683万円で、前年度と比べて2億4,824万円減少しています。財政力指数は0.36で前年度と比べて0.05ポイント改善しており、また経常収支比率も86.7%で前年度と比べて2.0ポイント改善している。

意見。

令和3年度は、繰り返し拡大するコロナ感染と自然災害が各地で頻発する環境の中で、住民の日常生活を支え、命と暮らしを守っていく行政の使命を、工夫を重ね地道に果たされてきたことについて認識を新たにさせられた決算審査でありました。各担当分野で従事された皆さんに心から敬意を表したいと思えます。

課題であった収入未済については、債権確保対策委員会において一体的な取組が進められ、長く続いた収入未済額の増加に歯止めをかけ、総額において前年度比減少を実現して

います。これは、担当課での滞納整理と回収の地道な手続の積み重ねの成果でありますので、継続しての取組をお願いします。現年度分の滞納額については顕著な成果とは言い難く、いま一息の対策の具体化と努力が必要と思われまます。

補助金の交付については、補助金交付事務の手引にのっとり、基本的な取扱いが、担当課はもとより申請者にも浸透されてきました。今後ともより適切な執行の徹底に努めてください。

継続している補助事業、委託事業等においては、再度、事業の目的とその成果を検証し、今日的環境に適合した事業として見直しを進めて事業の効果、成果を高めてください。

いまだ終息の兆しが見えないコロナ禍、私たちが生活する社会環境の変化の行く末さえ見通せない状況にあります。現在のコロナ禍及びコロナ後における社会環境の変化に対する行政の対応力が問われていくことになると思われまます。我が町の将来像の再確認をベースにして、各種事業の点検、検証、そして再構築が求められます。度重ねての言葉になりますが、限りある資源を、激変する社会環境と不測の事態に対して迅速に柔軟に対応できる行財政運営をお願いします。

引き続きまして、令和3年度大崎上島町水道事業会計決算審査意見について報告いたします。

審査の対象、期間、方法については記載のとおりであります。

審査の結果、水道事業会計の決算報告書、財務諸表、その他の関係書類は、いずれも地方公営企業法関係法令に定める様式に準拠して作成され、当年度の経営成績及び当年度末の財政状況を適正に表示しているものと認められた。

水道事業会計の概要は、2ページから12ページに掲載しております。審査資料は14ページ以下に添付しておりますが、13ページの「むすび」の部分について読み上げ、報告とさせていただきます。

「むすび」。

当年度の経営成績について、総収益は4億5,762万円で、総費用は997万円減少した4億6,191万円となった。その結果、純利益はマイナス429万円となり、前年度繰越利益剰余金3,102万円を足した繰越利益剰余金は2,673万円となっている。

給水状況については、前年度と比べ、給水人口は6,981人で163人減少し、年間

有収水量は9万3,000立米減少した112万6,000立米となっている。給水収益は2億6,281万円で前年度と比べ193万円増加しているが、前年度実施された水道料金無償化事業による交付金約2,100万円をその他営業収益に計上したことを考慮すると、実質の給水収益は約1,900万円の減少となっている。

改善事業が続けられている有収率は、前年度と比べて4.0ポイント改善の89.7%となっており、2年間で6.3%改善されている。現在実施している漏水調査を進め、改善されているとはいえ、いまだ低水準である有収率のさらなる改善を期待します。

課題であった水道料金の見直しは、大崎上島町上下水道経営審議会の答申を踏まえて、令和4年度より施行の新料金制度が制定された。

今後とも、水道水の安定した供給と安全で良質な水質の維持など、住民の生活に欠かせないライフラインとして持続可能な経営基盤の確立に努められるよう望みます。

以上、令和3年度決算審査意見について報告させていただきました。

今回の監査委員は、私、澤田武義と議会選出の浜田幸造氏でした。

以上でございます。

○副議長（水橋直行君） これで決算審査意見書の説明を終わります。

なお、質疑については事前に通告されるよう通知しておりましたが、通告がありませんでしたので、質疑なしと認めます。

○副議長（水橋直行君） お諮りします。

ただいま上程しております認定第1号から認定第12号までを、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会を設置し、これに付託いたします。

なお、会期中に審査をお願いすることになっていきますので、申し添えておきます。

決算特別委員会の委員の選出については、大崎上島町議会委員会条例第8条第4項の規定により、閑田大祐議員、尾尻康二議員、森 ルイ議員、上青木 至議員を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました4名を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、委員長に上青木 至議員、副委員長に閑田大祐議員が決定しています。

決算特別委員会の設置が整いましたので、令和3年度歳入歳出決算認定を決算特別委員会に付託いたします。9月8日から審査に入っていただきたいと思います。

お諮りします。

決算認定の審査のため、9月8日から12日までの5日間休会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。したがって、9月8日から9月12日までの5日間を休会することと決定しました。

特別委員会の皆様にはご苦勞をおかけしますが、よろしく願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○副議長（水橋直行君） 異議なしと認めます。本日はこれをもって延会とし、次回は9月13日9時から開会いたします。

午前10時41分 延会